

お金の知識をレベルアップ！

未来  レッスン

金融 トラブル

編



ゆうちょ銀行



正しい知識を身につけて 金融トラブルを防ごう！

契約内容を
しっかり見よう！



成人すると自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。
便利な半面、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性もあるので注意が必要です。



ワーク0

次のお金のやりとりについて、正しければ○、間違っていれば×で答えましょう！

Q1

インターネットで買った商品は、
購入から8日以内なら、
クーリング・オフ制度で返品できる。



やっぱり
これじゃない…



Q2

18歳になるまでは、保護者の同意を
得ずに結んだ未成年者の契約を、
後から取り消すことができる。



親に内緒で買ったけど
もうおこづかいが…

Q3

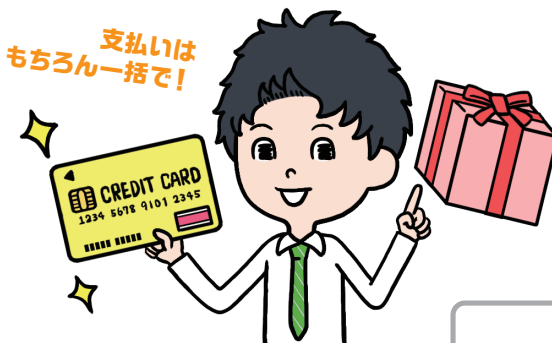
デビットカードで買い物をすると、
購入と同時に代金が銀行口座から
引き落とされる。



このTシャツ
買ったの！

Q4

クレジットカードでの支払いで、
一括払いを選べば、
手数料はかからない。



支払いは
もちろん一括で！



わからない用語や内容があったらそのままにせず、きちんと理解してから利用することが大事だね



正しい知識を身につけて 金融トラブルを防ごう！

口約束でも
契約なんだよ！



● 普段の買い物も実は契約

契約という言葉を聞くと、契約書にサインをするシーンを思い描くかもしれませんが、普段の買い物も実は契約の1つです。契約とは法的な拘束力のある約束のことで、当事者（買い物をした人）には約束を守る義務が生じます。

たとえば買い物をしたとき、「○日までに代金を振込みます」という契約を交わしたとします。もし期日までに代金を振込まなかったら、契約違反として、違約料などを支払うペナルティを課される場合があります。

／ 買います ／

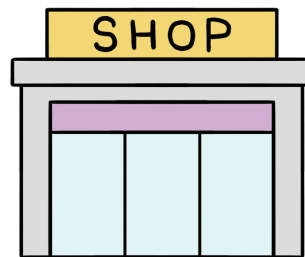


代金



商品

／ 売ります ／



身近な契約に関する注意点をチェックしましょう



ネット通販は原則、 クーリング・オフの対象外



最後までちゃんと
チェックしよう！

ネット通販にはクーリング・オフの制度はなく、事業者の「返品特約」の有無にしがうことになります。つまり「返品不可」と記載されていたら、原則返品は認められません。

ネットでの買い物は手軽で便利ですが、支払い方法や送料、返品などの条件の契約内容をきちんと読んでから、購入の手続きをすることが大切です。



未成年者契約の取消しは 18歳からできません



成人（18歳）になると、未成年と違って保護者の同意を得なくても、携帯電話やクレジットカードなどのさまざまな契約を結ぶようになります。

しかし一方で、未成年者が保護者の同意を得ずに交わした契約を取り消す権利（未成年者取消権）は使えなくなります。つまり、自分で結んだ契約に対して自分で責任を負うことになるのです。



Key Point

キーポイント

● 契約は慎重に、事前に内容をしっかりチェックしよう



便利だけど注意が必要な キャッシュレス決済

支払える範囲で
利用しよう!



電子マネーやクレジットカードなど、現金を使わないさまざまなキャッシュレス決済の種類や特徴について学びましょう。

● 決済方法の種類

クレジットカード



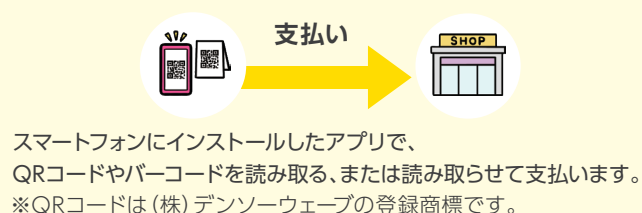
デビットカード



電子マネー (プリペイド型)



QRコード / バーコード決済



※クレジットカード・デビットカード・電子マネーはカード以外にも、スマートフォン内に取り込んで決済を行えるものもあります。

● キャッシュレス決済の注意点

キャッシュレス決済は、お金を支払うタイミングが「前払い」「同時支払い」「後払い」の3つに分かれます。支払いのタイミングのほか、手数料の有無や支払いにかかる時間などを確認して、自分に合った方法を選びましょう。

ただし、キャッシュレスでの買い物はお金を使った感覚になりにくく、つい無駄遣いしてしまうことがあります。また、後払いの場合、きちんと管理をしないと支払いに追われる可能性もあります。家計簿をつけたり、定期的に利用履歴を確認するなどして、自分が管理できる範囲内で利用しましょう。



支払い方法がたくさんあって混乱しちやいそう!

自分で管理できる範囲を
しっかり見極めよう!



■ 支払い・カードの特徴分類

支払いの タイミング	種類	注意点
前払い	・プリペイドカード ・電子マネー (プリペイド型) ・銀行振込み ・QRコード/ バーコード決済	●プリペイドカードは有効期限内に使用しましょう。 ●電子マネーはチャージした金額を超える買い物はできません。
同時 支払い	・デビットカード ・QRコード/ バーコード決済	●銀行口座の預金残高が不足すると、支払いができません。
後払い	・クレジットカード ・分割払い ・QRコード/ バーコード決済	●手元にお金がなくても使えますが、支払い日に口座の残高が不足しないように注意しましょう。 ●手数料がかかる場合があります。



便利だけど注意が必要な キャッシュレス決済

18歳になれば
つくれるよ!



●クレジットカードの機能

クレジットカードがあれば、手元に現金がなくても、利用限度額の範囲内で、後払いでの買い物ができます。高額な買い物でも、多額の現金を持ち歩かずにすむので安全です。クレジットカードは18歳になれば、保護者の同意がなくてもつくれる場合があります。(個人の返済能力を審査したうえで発行されます。)

クレジットカードには、後払いができる支払い機能のほか、ATMでお金を借りられるキャッシング機能があります。請求時に支払える無理のない範囲で利用することが大切です。



手元に
現金がなくても
買い物ができる



利用限度額まで
何回でも
利用できる



主な支払い方法の違いを理解しよう!

一括払い

代金を翌月あるいは翌々月に一括で支払います。



ひと月利用額 翌月支払い

メリット

- ・手数料がかからない。

デメリット

- ・1回で全額を支払わなければならないため、1回あたりの支払い額が大きい。



手数料がかからない
一括払いを選んだほうが
オトクなんだね

分割払い

代金を指定する回数に分けて支払います。



ひと月利用額 分割回数支払い

メリット

- ・支払いを分割することで1回に支払う金額の負担が軽くなる。

デメリット

- ・代金に加えて手数料がかかるため、現金や一括払いで支払うよりも支払い総額が多くなる。

リボ払い

毎月の支払い額を決め、代金の残高がなくなるまで支払いが続きます。



毎月利用額 毎月一定額支払い

メリット

- ・毎月の支払い額が一定のため、毎月の家計のやりくりがしやすい。

デメリット

- ・代金に加えて手数料がかかるため、現金や一括払いより支払い総額が多くなる。
- ・追加で利用しても支払い額が増えず、支払い期間が延び、支払い終了時期を把握しづらい。



Key Point

キーポイント

- 支払い方法の違いを理解して、上手に利用しよう
- クレジットカードは支払える範囲で利用しよう



身近な金融トラブルへの 対応策を身につけよう

身近な危険に
要注意!



実際の事例を参考に、金融トラブルの種類やその対処法を学びましょう。

ワーク②

トラブルを未然に防ぐ方法を考えよう!

いつも使っている
ショッピング
サイトからの
メールだ!



登録情報を
更新しないと
いけないのか!
入力しよう!



50万円の
請求だなんて、
身に覚えが
ないぞ!
どうして...

数日後...



上の事例はフィッシング詐欺にあたります。

フィッシング詐欺とは、有名企業やサービスからのメールやSMSを装ったり、偽装したURLを送りつけ、受信者に偽のWebページにアクセスさせるなどの方法で、重要な個人情報を盗み出します。

個人情報を悪用され、高額請求の被害に遭う危険性もあるため注意しましょう。

対応策を記入しよう!

まとめ

- () や () の
入力を促すメールには注意する。
- 疑わしいと感じた場合は、() や
登録済みの () からアクセスする。

まだまだある実際に起きたトラブル

ワンクリック詐欺



ネット上で面白そうな動画を見つけたので再生ボタンをクリックした。すると、パソコンに「50万円をお支払いください」と請求画面が表示された。閉じるボタンを何度押しても請求画面は消えないままだ。

あたかも消費者の個人情報を把握しているかのような画面が表示されますが、「うその情報」です。絶対に料金を振込んではいけません。無視しましょう。

無料商法



動画サイトで「美容エステ無料!」と記載された広告を目にし、思わず申込みをした。店舗で全5回のコースを契約後、無料なのは初回のみで、残りは高額な費用がかかることを知らされた。

無料などという、言葉巧みに申込みを促し、高額な有料サービスを契約させる悪質な事業者も存在します。無料になる内容や範囲、有料の契約の有無などを確認しましょう。

口座売買



SNSで「短時間で高収入」という広告を見て連絡。指示どおり銀行口座を開設し、預金通帳などを買取業者に渡して、1万円を手に入れた。後日、銀行から「口座が悪用されている」と連絡が来た。

口座や預金通帳、キャッシュカードを他人に売ったり譲渡したりする行為は犯罪です。その後、銀行口座の開設ができなくなる可能性もあります。安易なもうけ話にだまされないようにしましょう。



身近な金融トラブルへの 対応策を身につけよう

消費者を守る
制度を知ろう!



● クーリング・オフ制度とは

いったん成立した契約を一方向的に破棄することはできません。しかし、訪問販売やキャッチセールスなどの取引では、冷静な判断ができないまま商品やサービスの契約を結んでしまう場合があります。クーリング・オフはこうした取引について、いったん契約を結んだ場合でも、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフを行った場合、支払った代金は返金され、違約金や解約料、損害賠償金などを支払う必要もありません。ただし、法律で対象となる取引が決められており、クーリング・オフができないケースもあるので注意しましょう。



クーリング・オフができる例

- 訪問販売・キャッチセールスによる契約
- エステなどの継続的なサービスの契約
- マルチ商法による取引契約



クーリング・オフができない例

- 自分で店舗に出向いて契約した場合
- ネット通販などの通信販売
- 3,000円未満の現金取引

金融トラブルで困ったときは

188 に相談 しましょう!

「188 (いやや)」は、全国共通の消費者ホットラインの電話番号です。音声ガイダンスにしたがって郵便番号などを入力すると、身近な市区町村の消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。専門の相談員がトラブル解決をサポートしてくれるため、契約に関するトラブルや悪質商法による被害などで困ったときは、ひとりで悩まずに「188」に相談しましょう。

※受付時間は、相談内容により異なります。

＼ たとえば、こんなことで悩んだら迷わず相談を ／

SNSで知り合った
人に勧められるまま
高価なものを買ってしまった

ネット通販で
購入した商品が届かない…



必ず儲かると誘われたが
お金を支払い続け
損をしてばかり…

美容医療サービスで
施術を受けてから
調子がよくない…

p1のワーク①のこたえ

Q1 × (詳しくはp2) Q2 ○ (詳しくはp2) Q3 ○ (詳しくはp3) Q4 ○ (詳しくはp4)



Key Point

キーポイント

- 困ったときはひとりで悩まずに相談しよう
- もしものために契約書や領収書などは残しておこう